

各所属所長 様

埼玉県教育委員会教育長
公立学校共済組合埼玉支部長
一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

令和6年度「マイ リフレッシュ」事業の実施について（通知）

日頃より、当団体の事業運営につきまして、御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
令和6年度「マイ リフレッシュ」事業を下記のとおり実施します。

つきましては、事業の趣旨を御理解の上、多くの教職員が参加されますよう所属職員に周知をお願いします。

なお、令和6年度事業参加用リーフレット「マイリフレッシュ」は、別途4月中旬以降に各所属所あてに送付いたします。（市町村立学校は、市町村教育委員会経由で送付）

記

1 昨年度からの変更点及び留意点

●変更点

- ・リーフレットは、対象職員1人につき1冊配布から回覧用として**各所属所5部**配布となりました。（リーフレット内容はホームページ等でも御確認いただけます。）
- ・電子クーポン利用時は組合員番号のみ入力が必要でしたが、組合員番号**＋生年月日（西暦8桁）**の入力が必要になりました。
- ・電子クーポン内容確認画面（マイページ）から対象施設一覧が見られるようになりました。（詳しくは「埼教互第1号 二次元バーコード読み取り型電子クーポンの利用方法について（通知）」をご覧ください。）

★留意点

- ・電子クーポン御利用の際は、必ず現地に訪れて御利用ください。
- ・電子クーポンの御利用は、組合員（会員）**本人のみ**で、**1回につき1枚のみ**利用可能です。（1回に複数枚の利用不可）

2 事業の趣旨

県内の様々な文化施設等を訪れることを契機に郷土埼玉を再認識するとともに、終日にわたり心身のリフレッシュや健康の維持増進を図り、もって、職務能率の向上に寄与することを目的としています。

3 実施期間

令和6年5月1日（水）から令和7年3月31日（月）まで

※但し、施設によって利用期間が異なります。御利用前に各施設の利用期間を確認してください。

4 参加対象者

- (1) 公立学校共済組合埼玉支部の組合員（以下「組合員」という。）
- (2) 埼玉県教職員互助会会員（以下「会員」という。）
- (3) 県費支弁の再任用短時間勤務職員
- (4) さいたま市費支弁の再任用短時間勤務職員（ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者）

5 参加対象者の利用枚数等(年度内)について

(1) 公立学校共済組合埼玉支部の組合員及び埼玉県教職員互助会の会員

	枚数	資格の有無	電子クーポン申請方法
公立学校共済組合 埼玉支部組合員 及び 埼玉県教職員互助会員 ※フルタイム再任用職員も含む。	3枚	○	申請不要 (自動的に付与)

(2) 採用・異動により年度途中で新たに組合員（会員）となった本採用職員

組合員（会員）となった月	枚数	資格の有無	電子クーポン申請方法
4月～ 7月	3枚	○	申請不要 (自動的に付与)
8月～11月	2枚		
12月～ 3月	1枚		

(3) 組合員資格を有する任期の定めのある下記の職員は、年度内の任用期間に応じる。

- ①任期付職員（常勤・週20時間以上勤務）
- ②臨時的任用職員
- ③会計年度任用職員（常勤13月以上・フルタイム・週20時間以上勤務）
- ④県費支弁再任用短時間勤務職員（週20時間以上勤務）
- ⑤さいたま市費再任用短時間勤務職員
(小学校・中学校・特別支援学校勤務の者のうち週20時間以上勤務の者)

任用期間	枚数	資格の有無	電子クーポン申請方法
3か月～ 5か月	1枚	○	申請不要 (自動的に付与)
6か月～ 8か月	2枚		
9か月～12か月	3枚		

注1) 1か月に満たない端数は**切り捨て**

注2) 県費支弁再任用短時間勤務職員（週20時間以上勤務）とさいたま市費再任用短時間勤務職員（小学校・中学校・特別支援学校勤務の者のうち週20時間以上勤務の者）のうち、**週20時間未満勤務の者は年度内1枚**

(4) 週20時間未満勤務の県費支弁再任用短時間勤務職員及び

さいたま市費再任用短時間勤務職員（小学校・中学校・特別支援学校勤務の者）

任用形態	勤務時間	枚数	組合員資格の有無	電子クーポン申請方法
県費支弁再任用短時間勤務職員 さいたま市費再任用短時間勤務職員 （小学校・中学校・ 特別支援学校勤務の者）	20時間未満	1枚	×	「紙クーポン申請フォーム」 により申請

5 参加手続き

参加対象者は、組合員・会員データを連携することにより二次元バーコード読み取り型電子クーポン（以下「電子クーポン」という。）が自動的に付与されます。（**申請不要**）

※組合員・会員の資格申請の状況によっては電子クーポンの付与が遅れる場合があります。あらかじめ御了承ください。

ただし、下記の職員は**申請が必要**かつ**紙クーポン**での利用となります。該当の方は申請をお願いいたします。

(1) 週20時間未満勤務の県費支弁の再任用短時間勤務職員

(2) 週20時間未満勤務のさいたま市費支弁の再任用短時間勤務職員

（ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者）

(3) モバイル端末を所有していないなど、やむを得ない事情があり電子クーポンの利用が困難である者

【 紙クーポン申請フォーム利用手順 】

手順1 下記の二次元バーコードを読み込む



または、公立学校共済組合埼玉支部HP > 厚生サービスを利用する
> リフレッシュするとき > マイ リフレッシュ

←紙クーポン申請フォーム

(<https://www.kouritu.or.jp/saitama>)

手順2 「紙クーポン申請フォーム」に必要事項を入力

✓所属所コード、所属所名、職員番号、参加者氏名を入力

✓事由をチェック

手順3 共済組合から所属所に紙のクーポンが届く

手順4 該当施設に持参して、利用する

6 利用方法

電子クーポンを利用し参加します。詳しくは「埼教互第1号 二次元バーコード読み取り型電子クーポンの利用方法について（通知）」をご覧ください。

紙クーポンをお持ちの方は、紙クーポンを利用して御参加ください。

7 自己負担金について

一枚の電子クーポンの利用金額は、**1, 200円まで**です。

施設の利用料金が1, 200円を超える場合、超えた金額は自己負担となります。

（1つの体験に複数枚の利用不可）

例：施設の利用料金：2, 000円 → 窓口で支払う自己負担額：800円

（なお、施設の利用料金が1, 200円未満の場合は、おつりはできません。）

8 サービスの取扱い

県教育局等の課所館の職員及び県立学校の職員については、所定のサービスに関する規定により、それぞれ適切な措置をとること。

また、市町村立学校及び幼稚園の職員については、所轄の市町村教育委員会に照会の上、適切な措置をとること。

9 マイ リフレッシュ事業に関する御案内

（1）電子クーポン御利用方法等について

埼玉県教職員互助会HPの会員専用ページ「電子クーポン」に掲載しています。

ご利用の手引き、マイページの確認、紙クーポンの申請等がご覧になれます。

下記のURL及び二次元バーコードよりお進みください。

埼玉県教職員互助会HP：<https://gojo-saitama.jp/member>

会員専用ページパスワード：gojosaitama



【電子クーポン ページ】

埼玉県教職員互助会 会員専用ページ

検索

（2）マイ リフレッシュリーフレットについて

紙リーフレット

各所属所に5部ずつ配布いたします。（別途4月中旬送付予定）

追加の配布はございません。

電子版リーフレット

マイページ（クーポン内容確認専用ログイン画面）内から御確認いただけます。もしくは、前項の電子クーポン御利用方法等についての埼玉県教職員互助会HPの会員専用ページ「電子クーポン」ページ内に掲載しています。

(3) マイページについて

付与された電子クーポンや電子版リーフレットは、マイページ(クーポン内容確認専用ログイン画面)で、確認することができます。

右記の二次元バーコード、もしくは下記URLでマイページ(クーポン内容確認画面)を御覧いただけます。

マイページはいつでも御確認いただけるよう、
ブックマークをお勧めします。



【マイページ】

●マイページURL

<https://etk.webconnect.jp/CouponInfoLogin/sag>



【マイページ ログイン画面】

担当：教育局教育総務部福利課
厚生担当

電話：048-830-6703

マイ リフレッシュ事業 Q & A

参加対象となる組合員について

Q：育児休業、休職中や海外派遣や組合専従の組合員・会員及びフルタイム再任用職員は対象ですか？

A：対象です。

参加対象者は、組合員・会員、県費支弁再任用短時間勤務職員、さいたま市費支弁再任用短時間勤務職員（ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者）及びフルタイム再任用職員になります。

電子クーポンの申請について

Q：電子クーポンを取得するのに、申請は必要ですか？

A：必要ありません。

組合員（会員）は、電子クーポンサービスと連携することにより、自動的に参加資格が付与されますので、申請の必要はありません。

ただし、次に該当する方は**申請が必要**となりますので、ご注意ください。

①週20時間未満勤務の県費支弁短時間勤務職員

②週20時間未満勤務のさいたま市費支弁短時間勤務職員（ただし、小学校・中学校・特別支援学校勤務の者）

③モバイル端末を所有していないなどやむを得ない事情があり電子クーポンの利用が困難な方

※「紙クーポン申請フォーム」により申請を行います。申請については、教福第 号 令和6年度「マイ リフレッシュ」事業の実施について（通知）の5 参加手続きにある「紙クーポン申請フォーム利用手順」をご覧ください。後日、紙クーポンを交付します。

※組合員・会員の資格申請の状況によっては、電子クーポンの付与が遅れる場合があります。あらかじめ御了承ください。

利用期間について

Q：電子クーポンはいつから利用できますか？

A：利用開始は令和6年5月1日からです。施設によって利用期間が異なりますので、マイページもしくは、埼玉県教職員互助会HPの会員専用ページ「電子クーポン」内のリーフレットを御確認のうえ、御利用ください。

利用枚数の表示について

Q：自分で使用した電子クーポンの枚数を確認できますか？

A：マイページで確認できます。

利用可能な電子クーポンの枚数が表示されます。

自己負担金について

Q：自己負担金は発生しますか？

A：自己負担金が発生する施設もあります。

電子クーポンの利用金額の上限は、1枚1,200円です。

施設の料金が1,200円を超える場合は、差額を直接各施設にお支払いください。

施設の料金が1,200円未満の場合は、負担金0円になります。おつりはありません。

Q：自己負担金がある施設に、電子クーポンを2枚使用して自己負担金を払わないことはできますか？

A：できません。

電子クーポン御利用は、1つの体験につき1枚のみ利用可能です。（1つの体験に複数枚利用不可）

電子クーポン付与のタイミング

Q：組合員資格を有する職員として採用された場合、電子クーポンが付与されるのはいつですか。

A：組合員資格取得のための申請状況によります。組合員資格取得申請内容が**システム登録されてから2週間程度**で利用できるようになります。

マイリフレッシュ事業の利用開始日（令和6年5月1日）より前（一斉付与のタイミング前）までに電子クーポンを付与することはありません。

Q：すでに組合員資格を持つ者が、現行の発令から継続する発令が月の途中にあった場合、追加の電子クーポンが付与されるのはいつですか。

A：人事異動通知書の発令年月日の**翌々月**に付与となります。

月の初日から発令があった方は、発令年月日の翌月に付与となります。任期が更新されていて電子クーポン付与までの間に電子クーポンの御利用予定がある方は、福利課厚生担当まで御連絡ください。

組合員資格を有する任期の定めのある職員の利用枚数の考え方

Q：月の中で採用となった場合の利用枚数の数え方を教えてください。

A：任用期間が4月8日から3月31日の場合は、月数11か月のため3枚利用できます。（1か月に満たない端数は切り捨て）

【例】4月8日から翌年3月31日までの発令

R6.4/8～R6.5/7・・・1か月と数える

応当日の前日で1か月とします。1か月に満たない端数は切り捨てます。



R6.4/8～R7.3/7・・・11か月

R7.3/8～R7.3/31・・・1か月に満たないため切り捨て

Q：年度途中で所属所が変更となり任用された職員の電子クーポンの利用枚数は？

A：組合員・会員資格が引き続いていれば、**前所属と現所属所の任用期間を通算した任用期間に応じた枚数を利用可能です。**

Q：組合員資格を有する任期の定めのある職員の発令が更新された場合の電子クーポンの利用枚数は？

A：組合員資格が継続していれば、発令後に更新された期間を通算した**任用期間に応じた枚数が付与されます。**

Q：任用期間の途中で退職となった場合、電子クーポンの利用はできますか？

A：できません。

退職後、電子クーポン（紙クーポン）の利用はできません。

Q：任用期間が年度をまたぐ場合の期間の数は？

A：年度ごとにわけ、当該年度の任用期間に応じます。

【例】 4月8日から翌年6月30日までの発令

R 6. 4/8～R 6. 5/7・・・1か月と数える

応当日の前日で1か月とします。1か月に満たない端数は切り捨てます。



R 6. 4/8～R 7. 3/7・・・

R 6. 4/8～R 7. 3/7・・・11か月

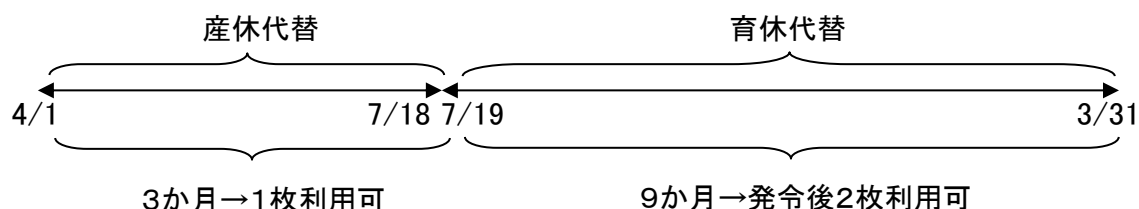
R 7. 3/8～R 7. 3/31・・・1か月に満たないため切り捨て

R 7. 4/1～R 7. 6/30・・・当該年度でないため数えない

Q：産休代替として任用される際に、引き続き育休代替としての発令が見込まれる場合の利用枚数について教えてください。

A：組合員・会員資格が引き続き場合は、発令後、通算した任用期間に応じて枚数が付与されます。

【例】 産休代替として任用された後に、育休代替として任用があった場合

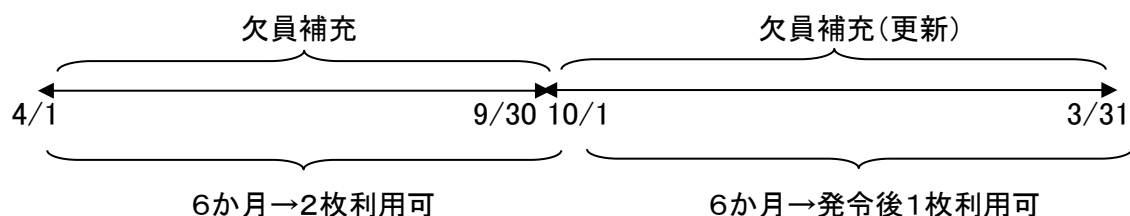


Q：欠員補充や少人数加配の臨時的任用職員で、引き続き任期の発令が見込まれる場合の利用について教えてください。

A：見込みでの電子クーポンの付与はありません。

組合員・会員資格が引き続き場合であっても、発令後、通算した任用期間に応じて電子クーポンが付与され、利用が可能になります。

【例】 欠員補充（定数内）の臨時的任用職員で、更新あった場合



Q：任用が更新されるかはっきりしない場合の利用枚数について教えてください。

A：更新がはっきりしない場合や見込みでの電子クーポンの付与はありません。

更新の発令に基づき、追加の利用枚数が付与されます。

【例】休職代替として任用される際に、その後の任用がはっきりしていない場合

→現在発令されている任用期間に応じた枚数が付与されます。

更新の発令が出て追加の利用枚数が付与されましたら利用可能となります。

